

本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について

○改正の理由

これまで、デマンド交通（はにぼん号・もといずみ号）、はにぼんシャトルの運行については、生活交通確保維持改善計画を本庄市交通政策協議会の協議を経て策定し、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国庫補助）を受けていましたが、令和2年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化法」という。）の改正により、「地域公共交通計画」の作成が当該国庫補助金を受けるための要件となりました。

本市においては、令和4年度に地域公共交通計画の策定を予定していますが、活性化法第6条第1項の規定に基づいた法定協議会の設置が必要になることから、本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正をすることで、既存の協議会に法定協議会の機能も持たせ、協議会委員の負担軽減や、会議の効率化を図るものです。

○改正の内容

第1条（設置）に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会としての機能も持たせることを追記します。

第2条（業務）に、「地域公共交通計画」の作成及び変更に関する事項、実施に関する事項、計画に位置付けられた事業の実施に関する事項を協議事項とすることを追記します。

○施行予定日

令和4年4月1日

本庄市交通政策協議会設置要綱新旧対照表

改正前	改正後
<p>本庄市交通政策協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成24年1月20日 告示第17号の2</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に規定する地域公共交通会議_____を兼ねるものとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>第3条～第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>本庄市交通政策協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成24年1月20日 告示第17号の2</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項に規定する協議会を兼ねるものとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。</u></p> <p>(6) <u>地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。</u></p> <p>(7) <u>地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>第3条～第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p>

本庄市交通政策協議会設置要綱

平成24年1月20日

告示第17号の2

(設置)

第1条 市内の交通の実態について調査及び研究を行い、本市の交通政策のあり方を協議することにより、住民の利便性及び生活環境の向上に寄与するため、本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会を兼ねるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な交通政策の検討及び推進に必要と認められる事項に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (3) 生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施の調整に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な交通手段の態様及び運賃、料金等の検討に関すること。
- (5) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (6) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (7) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 協議会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 本庄警察署長又はその指名する者
- (8) 児玉警察署長又はその指名する者
- (9) 国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者
- (10) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (11) 国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者
- (12) 道路管理者
- (13) 学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱、又は任命した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 協議会に会長及び顧問を1人ずつ置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 第3条第2項第1号の者
- (2) 顧問 第3条第2項第13号の者のうちから会長が選任するもの

2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

3 顧問は、協議会における協議事項に対し、指導又は助言を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

（協議結果の尊重義務）

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第10条 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金その他の収入をもって充てる。

（監査）

第11条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「**地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿**」を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、**観光振興施策との連携**
- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、**幹線・支線の役割分担の明確化**
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による**利用者の利便性向上**
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
 - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源**（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を**最大限活用**
 - ・**MaaSの導入等、新たな技術を活用**した利用者の利便性向上
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
 - ⇒**地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ**



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの**定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化** ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど